⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 21 October, 2011, in case of submission by documents : 1 : 30 P.M. 24 October, 2011, in case of submission by mail : 4 : 00 P.M. 21 October, 2011

⑹　Contact point for tender documentation : Keiji Fukuda, First Technical review Section, Design Division, Rural Infrastructure Department, Chugoku-Shikoku Regional Agricultural Administration office, 1―4―1 Shimoishii Kitaku Okayama city Okayama prefecture 700―8532 Japan. TEL 086―224―4511 ex. 2625

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年7月26日

支出負担行為担当官

北海道開発局札幌開発建設部長　柳屋　圭吾

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発札幌第12号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　一般国道337号当別町札幌大橋上部工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　北海道石狩郡当別町

⑷　工事内容

工事延長　L＝1,000m

形式　札幌大橋橋長（幅員）：L＝982.5m（W＝10.45m）

うちＲＢ橋（主橋梁）２径間連続合成床版鈑桁橋＋３径間連続合成床版箱桁橋

うちＲＣ橋（側橋梁（札幌側））３径間連続合成床版鈑桁橋

橋長　ＲＢ橋：L＝476.0m

ＲＣ橋：L＝219.1m

支間割長：L ＝ 71.0 m ＋ 73.0 m ＋ 90.5 m ＋ 150.0 m ＋ 89.6 m ＋ 72.0 m ＋ 72.5m＋72.8m

鋼橋上部工　工場製作工（主構造）：W 3,748ｔ

工場製作工（付属構造）：W 57ｔ

橋梁付属物工　支承工：N＝６基

落橋防止装置工：N＝14組

床版工　合成床版パネル：A＝314㎡

塗装工　工場塗装工：A＝2,300㎡

現場塗装工：A＝100㎡

輸送工　N＝１式

架設工　クローラクレーンベント工法＋トラベラークレーン工法：N＝１式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年３月20日まで。

⑹　使用する主要な資機材

・鋼材　W　3,805ｔ

・支承　N＝６基

・落橋防止装置　N＝14組

⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。

⑽　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑾　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

⑿　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「鋼橋上部」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成８年度以降に、下記アからエの要件を満たす製作及び架設の工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、下記アからウの要件を満たす製作及び架設の工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ア　道路橋（A活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

イ　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版鈑桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

ウ　架設工法については、トラッククレーン工法（クローラクレーン含む。）以外及びトラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む。）以外の工法であること。

エ　最大支間長が105m以上であること。

ただし、アからエは同一工事であること。

⑸　本工事に係る施工計画が適正であること。

なお、この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。技術提案による施工計画が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画を提出すること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での架設期間に専任で配置できること。なお、現地での架設期間は平成25年７月上旬から平成27年３月中旬（仮設ベント設置撤去期間を含む。）までを予定する。ただし、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者を変更できるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置するものとする。

イ　平成８年度以降に上記⑷のアからエに掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員が配置する技術者については、上記⑷のアからウの経験を有するものとする（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る）。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。